

副業・兼業労働者の健康診断助成金支給要領

令和2年3月27日

要領第5号

(目的)

第1条 この要領は、産業保健活動総合支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）

第5条第7項に基づく副業・兼業労働者の健康診断助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る事務を適正かつ円滑に行うことを目的とし、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は次の各号のとおりとする。

(1) 事業者

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に規定されている「事業を行う者で、労働者を使用するもの」をいう。

(2) 常時使用する労働者

次の①と②のいずれの要件も満たす者をいう。

① 期間の定めのない労働契約により使用される者。

なお、期間の定めのある労働契約により使用される者の場合は、更新により1年以上使用されることが予定されている者又は更新により1年以上使用されている者。

② 1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者。

(3) 副業・兼業労働者

2つ以上の事業者に雇用されている者。

(4) 一般健康診断

労働安全衛生法第66条に基づき事業者が労働者に対して行わなければならない健康診断のうち、以下の項目を満たす「定期健康診断」をいう。（常時使用する労働者に対して1年以内ごとに1回実施しなければならない。）

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査及び喀痰検査
5	血圧の測定
6	尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
7	貧血検査（赤血球数、血色素量）
8	肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
9	血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪）
10	血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）
11	心電図検査

医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目	
12	身長測定（20歳以上の者）
13	聴力検査：40歳未満の者（35歳を除く）については医師が適当と認める聴力の検査（オージオまたはその他の方法）に代えることができる。
14	喀痰検査：胸部X線検査によって疾病の発見、結核発病のおそれがないと診断された者、および胸部X線検査を省略した者
15	胸部X線検査：40歳未満の方で下記に該当せず医師が認めた者 ア 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の方 イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働かれている方 ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方
16	心電図検査、血中脂質検査、肝臓機能検査、貧血検査、血糖検査は35歳未満と36歳以上40歳未満の者について省略できる
17	腹囲測定：40歳未満（35歳を除く）の場合、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合、BMIが20未満である場合、BMIが22未満であって、自ら腹囲を申告した場合

(5) 所定労働時間数

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該事業場の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該事業場の所定労働時間とする。

(助成対象事業者)

第3条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対して支給するものとする。

(1) 労働保険適用事業場の事業者であること。

(2) 副業・兼業労働者に対して一般健康診断を実施した事業者であること。

なお、対象となる副業・兼業労働者は、以下a及びbのいずれも該当し、事業者が一般健康診断の実施義務を負う労働者ではないこと。

a 40歳未満の労働者（一般健康診断を実施する日の属する年度に40歳の誕生日を迎える労働者を除く。）

b 本業や副業を問わず、雇用されている全ての事業場において1週間の労働時間数が当該事業場における同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間数の4分の3未満の労働者

(3) 自社の使用者や労働者以外の者に一般健康診断の実施等を行わせた事業者であること。

(不支給要件)

第3条の2 前条の助成対象事業者からの助成金の支給申請であっても、次の各号に該当する場合は助成金を支給しないものとする。

- (1) 当該事業者が、第4条の「副業・兼業労働者の健康診断助成金支給申請書（様式第1号）」（以下本条において「支給申請書」という。）の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納が継続している場合
- (2) 当該事業者が、支給申請書の提出日から起算して過去3年間に、実施要領第5条各号で規定する助成金について、不正受給を行った場合
- (3) 当該事業者が、暴力団関係事業場（事業者（法人である場合にあつては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であるとして知らず、これを不当に利用するなどしている事業場等）であると認められる場合
- (4) 当該事業者（法人である場合にあつては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者）が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している場合
- (5) 当該事業者が、支給申請書の提出日の時点で倒産している場合
- (6) 当該事業者が、(2)の不正受給が発覚した際に独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）理事長が実施する事業者名の公表について、あらかじめ同意していない場合
- (7) 当該事業者が、支給申請書の提出日の前日から起算して1年前の日までの間に、労働関係法令違反を行ったことが明らか（司法処分等）である場合など、当該事業者に助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合
- (8) その他助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合

（助成金の支給申請）

第4条 助成金の支給を受けようとする事業者は、「副業・兼業労働者の健康診断助成金支給申請書（様式第1号）」に以下に掲げる書類を添付して、当該年度分について翌年度の6月30日までに機構本部に提出しなければならない。

- (1) 「副業・兼業労働者に対する一般健康診断実施報告書（様式第2号）」
- (2) 一般健康診断実施者への支払の事実を明らかにする証拠書類の写し（一般健康診断実施者に支払った費用の領収書の写し）
- (3) 次の事項が記載されている一般健康診断の実施者との契約書の写し
  - ア 提供される一般健康診断に係る診断項目と実施期間
  - イ 一般健康診断の実施に要する金額
- (4) 一般健康診断実施機関の問診実施医師に係る医師免許の写し
- (5) 「兼業・副業に関する証明書（様式第3号）」及び副業・兼業労働者に関する次の書類（複数名の費用を申請する場合は、該当人数分）
  - ① 第3条第2号aで規定する40歳未満であることを証明する書類
  - ② 第3条第2号bで規定する副業・兼業労働者である事実を証明する書類

(副業・兼業労働者について、2つ以上の事業者には雇用されていることが確認できる書類)

- (6) 労働保険概算・確定保険料申告書等の写し
- (7) 支給要件確認申立書(様式第7号)
- (8) 助成金支給申請チェックリスト兼同意書(様式第8号)
- (9) 返信用封筒(通知書返信用)

(助成金に係る帳簿及び証拠書類の整備等)

第5条 助成金の支給を受けた事業者は、事業年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに助成金に係る帳簿を備え、一般健康診断の実施者に対する支払の事実を記録するとともに、領収書その他支出の事実を明らかにする証拠書類を整備するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、助成金の支給対象期間終了後、5年間保存するものとする。

(助成金の支給額)

第6条 助成金の支給は各年度の予算額の範囲で行うものとし、一事業年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)における支給対象事業者に対する助成金の支給額は、実施要領第5条第7項のとおりとする。

(端数処理)

第7条 助成金の金額に1円未満の端数が生じたときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条の規定を準用し、その端数を切り捨てるものとする。

(支給審査及び決定通知)

第8条 第4条の規定による支給申請があったときは、機構本部は同条の支給申請事項に不備がないかを審査し、支給額を決定するものとする。

- 2 機構本部は、前項の規定により審査した結果について、適当であると認めたときは、「助成金支給決定通知書(様式第4号)」により事業者へ通知するものとする。
- 3 機構本部は、第1項の規定により審査した結果について、不適當であると認めたときは、その理由を付して「助成金不支給決定通知書」(様式第5号)により事業者へ通知するものとする。

(支給方法)

第9条 前条の規定により適当であると認めたときは、助成金を当該者に支給するものとする。

- 2 前項の助成金の支給は、機構本部から、当該者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(助成金に係る事務取扱機関)

第 10 条 助成金に係る業務のうち次に掲げる業務は、産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）が行うものとする。

- (1) センター単独又は他機関と連携して実施する助成金に関する説明会の開催
- (2) 助成金の問合せ等に対する説明（センターへの問合せ等に限る。）
- (3) センターで実施する研修等の開催に併せた助成金に関する周知活動
- (4) その他、機構本部が指示する事項

2 前項各号に規定する業務以外の助成金に係る業務は、機構本部が行うものとする。

(不正受給者に対する措置)

第 11 条 機構本部は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした事業者に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消した上で返還させるものとする。

2 機構本部は、前項の規定により支給決定を取り消した上で返還させるときは、その理由を付して「助成金支給決定取消通知書」（様式第 6 号）により事業者に通知するものとする。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。